

第2節 火災予防査察

消防法第4条、第16条の5及び第34条の規定に基づく査察は、予防行政の根幹をなすもので、その運用の適正及び円滑な実施の可否は、予防行政を左右するものといえる。したがって、その実効を図るため、逗子市火災予防査察要綱（昭和57年逗子市消防本部訓令第4号）及び逗子市違反処理規程（平成18年逗子市消防本部訓令第5号）に基づき実施する。